

高知市地域公共交通あり方検討会設置要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

高知市長 岡崎誠也

高知市地域公共交通あり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 「高知市交通基本計画2022年度改定版」における基本理念等に基づき、将来にわたって本市の地域公共交通を維持・確保するため、そのあり方全般の抜本的な検討に対して、専門的見地からの意見を聴取することを目的として、高知市地域公共交通あり方検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事務について協議を行うものとする。

- (1) 持続可能な地域公共交通体系の構築に関する事項
- (2) 地域公共交通の活性化につながる利用促進策に関する事項
- (3) 地域公共交通の維持・確保に係る費用負担のあり方に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域公共交通のあり方について必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民代表
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 検討会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行ふ。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第6条 検討会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明、助言その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、市民協働部交通戦略課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に關し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。